

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どものゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であると考えます。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 28 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動をすすめるためにさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要であると考えます。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要であると考えます。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、意見書を提出いたします。

記

1. 教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 8 年 7 月 3 日

大 分 県 津 久 見 市 議 会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
財務大臣	殿
総務大臣	殿
文部科学大臣	殿